

受付番号 (税関記入欄)

登録番号 (税関記入欄)

日付は事前
で結構です。

教示に関する照会書(原産地照会用) 税関様式 C 第1000号-2

平成 年 月 日	照会者の 東京都江東区青海 2-7-11 住所、氏名・印 財務商事株式会社	輸入者符号	P00123450000
東京税関長 殿	代理人の 東京都中央区晴海 4-6-29 住所、氏名・印 カスタムインポートサービス	(担当者) 東京 一郎	印 (電話番号) 03-3599-xxxx

下記貨物の WTO 協定 経済連携協定(インドネシア) 特恵 その他() 税率適用に関する原産地について照会します。

品名 銘柄 型番	エビ調製品 型番 PS102030	輸入時に貨物を特定できるように記載	製造地 JAKARTA INDONESIA BEST FACTORY CO., LTD.	輸入予定官署 東京 横浜 大阪
照会貨物	<input type="checkbox"/> 到着 <input checked="" type="checkbox"/> 未到着	参考資料(返却の要否)	見本・写真・図面・カタログ・説明書・その他()	

輸入契約の時期、輸入の予定時期、数量及び金額並びに特別注文、投資又は長期契約の予定の有無 申告中の貨物や具体的でない貨物についての照会はできません。	契約: 2013年6月 輸入: 2013年8月 @\$30.00- 300 PRS 特別注文: 無 長期契約: 有	照会貨物に係る事前教示実績(有・無) (事前教示番号)
		類似貨物に係る輸入実績(有・無) (輸入申告番号)

照会貨物の説明(関係する国における加工、製造に関する事項等)

他税関への申告を含め、実績がある場合は申告番号を記入。

財務商事株式会社は、インドネシアの BEST FACTORY CO., LTD.が同国で製造したエビの調製品(1605.20)を輸入します。

BEST FACTORY CO., LTD.は、インドネシア国内、日本、中国、タイから資材を調達し、エビの調製品を製造しています。本品に使用する資材の一覧及び加工工程は別添のとおり。

原産地認定に関する意見(<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)	意見があれば記載	材料及び製造工程について記載。 書ききれない場合、別添も可。
本事前教示に係るエビの調製品はインドネシア協定に規定する要件を満たすことから、日インドネシア協定上のインドネシアを原産地とする物品であると考えます。		
【一般特恵の場合】…シャツは関税暫定措置法施行規則第9条に規定する要件を満たすことから…と記載		
非公開期間の要否 (原則公開です。 裏面注意事項3.参照)	要否	非公開理由 新規輸入貨物のため 等
非公開期間	(180)日 (180日を超えない期間)	続 補足説明書 要求・提出、枚

(注)裏面の確認書にも記入をお願いします。また注意事項をよくお読みください。

非公開期間経過後も照会内容の一部を公開しないことが可能な場合がありますので、税関にご相談下さい。

(規格 A4)

○事前教示照会に係る確認書

項目	確認欄
1. 照会に係る貨物について	
① 具体的な貨物に係る照会であり、架空の貨物に係る照会ではありません。	<input checked="" type="radio"/> はい · いいえ
② 照会者及びその利害関係者は、照会する貨物について不服申立て又は訴訟中である等、原産地に係る紛争中ではありません。	<input checked="" type="radio"/> はい · いいえ
③ 輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	<input checked="" type="radio"/> はい · いいえ
2. 照会について	
④ この照会は、 イ. 輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人、 ロ. 輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人、 ハ. 輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握しているその他の利害関係者又はその代理人 によるものです。	<p>イ、ロ、ハのうち該当する記号を記入してください。</p> <p>「いいえ」が該当する場合は、該当する記号を記入してください。</p>
3. 補足説明又は追加資料の提出について	<p>イ、ロ、ハのいずれかを選択し、該当する記号をご記入下さい。</p>
⑤ 照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。	<input checked="" type="radio"/> はい · いいえ

1. この照会書は、1部提出して下さい。「照会貨物の説明」欄又は「原産地認定に関する意見」欄が不足する場合には、事前教示に関する照会書(つづき)(適宜の様式(A4判))に記載のうえ、添付して下さい。
2. この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられることとなりますので、注意して下さい。
3. 事前教示照会に対する回答として税関より発給される事前教示回答書(変更通知書兼用)(原産地回答用)は、原産地の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイディア商品等で、照会貨物の説明中に回答後一定期間(180日を超えない期間に限ります。)非公開を必要とする場合には、必要な期間、非公開とすることができますので、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間(180日を超えない期間)を指定して下さい。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。

(規格A4)

材料一覧 (例)

エビ調製品 (税番:1605.20)

	材料名	HS	製造/調達国 原産国	使用 重量	価格	備考
①	エビ	03.06	インドネシア領海内で養殖されたもの	150g	\$ 10/KG	【調達元】 Good Fishing Company 1-1 Surabaya Indonesia
②	イトヨリ	03.04	日本産	20g	\$ 5/KG	【輸出者】 税関水産 1-1 Minato-ku Tokyo Japan
②	豚肉	02.03	中国から調達	10g	\$ 5/KG	
③	小麦粉	11.01	中国から調達	5g	\$ 5/KG	
④	でん粉	11.08	中国から調達	2g	\$ 2/KG	
⑤	調味料	29.22	中国から調達	0.2g	\$ 2/KG	
⑥	油	15.07	タイから調達	0.2g	\$ 2/KG	

品目別規則において、使用が限定されている分類に該当する材料については、原産材料又は非原産材料であることを明らかにしておく必要があります。

加工工程 (例)

製造者 **BEST FACTORY CO.,LTD.**
住所 xxxx, JAKARTA, INDONESIA

